

# 福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針 新旧対照表

2019年（令和元年）7月11日

福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針（2019年〔令和元年〕6月10日策定）を次のとおり変更します。（表中の下線部分が変更箇所）

頁	変更後	変更前
鑑	2019年（令和元年）6月10日 <u>2019年（令和元年）7月11日 変更</u>	2019年（令和元年）6月10日
用語の定義	(23) 「 <u>残渣運搬費用</u> 」とは、市が <u>運営事業者</u> へ支払う残渣運搬業務の対価をいう。	(23) 「 <u>残渣運搬費用</u> 」とは、市が <u>残渣運搬事業者</u> へ支払う残渣運搬業務の対価をいう。
用語の定義	(24) 「 <u>残渣資源化費用</u> 」とは、市が <u>運営事業者</u> へ支払う残渣資源化業務の対価をいう。	(24) 「 <u>残渣資源化費用</u> 」とは、市が <u>残渣資源化事業者</u> へ支払う残渣資源化業務の対価をいう。
3	1.9 事業スケジュール（予定） <u>(2) 実施方針（変更版）の公表</u> 2019年（令和元年）7月 <u>(3) 特定事業の選定</u> 2019年（令和元年）9月 <u>(4) 入札公告（募集要項の公表）</u> 2019年（令和元年）10月 <u>(5) 募集要項に関する質疑回答（第1回）</u> 2019年（令和元年）10月 <u>(6) 資格審査の受付締切</u> 2019年（令和元年）11月 <u>(7) 資格審査の結果の通知</u> 2019年（令和元年）11月 <u>(8) 募集要項に関する質疑回答（第2回）</u> 2019年（令和元年）12月 <u>(9) 技術対話</u> 2019年（令和元年）12月 <u>(10) 提案書類，入札書提出</u> 2020年（令和2年）2月 <u>(11) 落札者の決定</u> 2020年（令和2年）6月 <u>(12) 基本協定の締結</u> 落札者の決定後速やかに <u>(13) 特定事業契約の締結</u> 2020年（令和2年）9月	1.9 事業スケジュール（予定） <u>(2) 特定事業の選定</u> 2019年（令和元年）9月 <u>(3) 入札公告（募集要項の公表）</u> 2019年（令和元年）10月 <u>(4) 募集要項に関する質疑回答（第1回）</u> 2019年（令和元年）10月 <u>(5) 資格審査の受付締切</u> 2019年（令和元年）11月 <u>(6) 資格審査の結果の通知</u> 2019年（令和元年）11月 <u>(7) 募集要項に関する質疑回答（第2回）</u> 2019年（令和元年）12月 <u>(8) 技術対話</u> 2019年（令和元年）12月 <u>(9) 提案書類，入札書提出</u> 2020年（令和2年）2月 <u>(10) 落札者の決定</u> 2020年（令和2年）6月 <u>(11) 基本協定の締結</u> 落札者の決定後速やかに <u>(12) 特定事業契約の締結</u> 2020年（令和2年）9月

頁	変更後	変更前
	<p><u>(14)</u> 設計・施工業務着手 2020年(令和2年)10月</p> <p><u>(15)</u> 本施設の引渡し 2024年(令和6年)7月31日</p> <p><u>(16)</u> 本施設の供用開始, 運営業務, 残渣運搬業務, 残渣資源化業務着手 2024年(令和6年)8月1日</p> <p><u>(17)</u> 契約終了 2044年(令和26年)3月31日</p>	<p><u>(13)</u> 設計・施工業務着手 2020年(令和2年)10月</p> <p><u>(14)</u> 本施設の引渡し 2024年(令和6年)7月31日</p> <p><u>(15)</u> 本施設の供用開始, 運営業務, 残渣運搬業務, 残渣資源化業務着手 2024年(令和6年)8月1日</p> <p><u>(16)</u> 契約終了 2044年(令和26年)3月31日</p>
7	<p>3.7 施設整備費, 運営費, 残渣運搬費用及び残渣資源化費用の支払い 市は, 福山市会計規則に基づき, 施設整備費を原則, 出来高に応じて年度ごとに建設工事請負事業者へ, 運営費, 残渣運搬費用及び残渣資源化費用を運営期間にわたって毎月, <u>運営事業者</u>に支払う。</p>	<p>3.7 施設整備費, 運営費, 残渣運搬費用及び残渣資源化費用の支払い 市は, 福山市会計規則に基づき, 施設整備費を原則, 出来高に応じて年度ごとに建設工事請負事業者へ, 運営費, 残渣運搬費用及び残渣資源化費用を運営期間にわたって毎月 <u>それぞれ運営事業者, 残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者</u>に支払う。</p>
20	<p>3.1 実施方針・要求水準書(案)に関する意見・質問の受付 <u>2019年(令和元年)6月10日に公表した実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・質問を2019年(令和元年)6月24日を提出期限として受け付けたところ, 実施方針について26件, 要求水準書(案)について115件の意見・質問が提出された。</u></p>	<p>3.1 実施方針・要求水準書(案)に関する意見・質問の受付 <u>本実施方針及び実施方針と同時に公表される要求水準書(案)に関する意見・質問がある場合は, 添付資料4の「福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業実施方針・要求水準書(案)に関する意見・質問書」を電子メールで, 次の期限までに提出すること。なお, 電子メール以外での問合せには応じないので留意すること。</u></p>
20		<p><u>3.2 意見・質問書の提出先</u> <u>第8章 3.7 項の問合せ先</u></p>
20		<p><u>3.3 意見・質問書の提出期限</u> <u>2019年(令和元年)6月24日(月)17:00まで</u></p>

頁	変更後	変更前														
20	<p><u>3.2 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答</u></p> <p>意見・質問に対する回答は、<u>2019年（令和元年）7月11日に市のホームページにおいて公表した。</u></p>	<p><u>3.4 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答</u></p> <p>意見・質問書に対する回答は、<u>次の期限までに市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らないものとする。</u></p>														
20		<p><u>3.5 意見・質問への回答公表期限</u></p> <p><u>2019年（令和元年）7月上旬</u></p>														
20	<p><u>3.3 実施方針・要求水準書（案）の変更</u></p>	<p><u>3.6 実施方針・要求水準書（案）の変更</u></p>														
20	<p><u>3.4 問合せ先</u></p>	<p><u>3.7 問合せ先</u></p>														
24	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>リスク項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全期間</td> <td rowspan="2">契約締結</td> <td>議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク</td> </tr> <tr> <td>民間事業者の事由により契約が結べない等のリスク</td> </tr> </tbody> </table>	期間	リスク項目	内容	全期間	契約締結	議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク	民間事業者の事由により契約が結べない等のリスク	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>リスク項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全期間</td> <td rowspan="2">契約締結</td> <td>議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク</td> </tr> <tr> <td>市の事由により契約が結べない等のリスク</td> </tr> </tbody> </table>	期間	リスク項目	内容	全期間	契約締結	議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク	市の事由により契約が結べない等のリスク
期間	リスク項目	内容														
全期間	契約締結	議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク														
		民間事業者の事由により契約が結べない等のリスク														
期間	リスク項目	内容														
全期間	契約締結	議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク														
		市の事由により契約が結べない等のリスク														